

第三者委託積算要領(案)と業務評価マニュアル(案)

目的

- 1.委託者と受託者の対等な関係の確立
- 2.持続可能な公衆衛生水道の実現
- 3.相互連携による水道施設の運転と効率性 の向上
- 4.事業運営の質の改善と透明性の確保
- 5.負担費用の公平かつ公正な負担
- 6.水道技術者育成と技術の継承
- 7.地域雇用への貢献

水道施設管理業務 第三者委託積算要領(案)

- 浄水場等運転・保全管理業務編 -

業務委託積算要領検討委員会

- 平成20年7月に設置
 事業の継続性と適正な費用負担のあり方
 4 事業体委員と厚労省アドバイザーにより構成し、2部会(土木、設備)を設けて作業
 設備部会員に多業体の委員により構成
 水道施設維持管理業務の積算に関する調査・検討

平成22年3月に水道施設維持管理等業務委託積算要領案 (一浄水場等運転管理業務編一

平成25年3月に水道施設管理業務第三者委託積算要領案 (一浄水場等運転·保全管理業務編一

中小規模水道事業体における浄水場等水道施設の運転操作監視業務、保全管理業務などの技術上の業務を、水道法に基づき民間企業等の第三者に包括的委託するうえでの標準的な積算要領

概要

- ・水道事業体職員が行っていた運転管理・保全管理業務の

- ホ温等条件職員が行うていた連結言理・除主言理業務の 第三者業務委託を積算要領としてまとめた。 ・浄水能力50,000m3 / 日程度以下の「性能発注」が対象。 ・技術に係わる水道法上の責任は、受託者にある。 ・積算体系及び経費率等は、仕様発注による一部業務委託の 「水道施設維持管理等業務委託積算要領案」(水道協会)を 会表にした。
- ·専門業者に委託する業務も体系に取り込んだ。 ·物品調達費も取り込んだ。
- 保守点検業務(日常点検・定期点検)の標準点検時間は 水道事業体のアンケート結果を基に算出した。
- 基準労務単価は、建築保全業務の「保全技師補」を使用した。

第三者委託積算要領の構成

第1章 一般事項

第2章 第三者業務委託費の構成と各費用の積算

第3章 標準歩掛り

第4章 水道施設管理業務委託契約書(例)

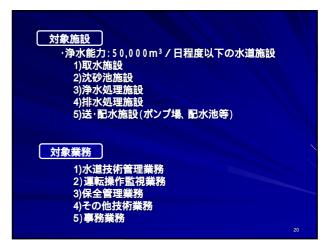
第5章 水道施設管理業務委託要求水準書(例)

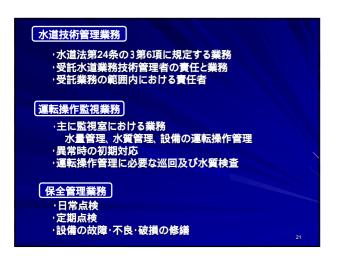
第6章 水道施設管理業務委託性能仕樣書(例)

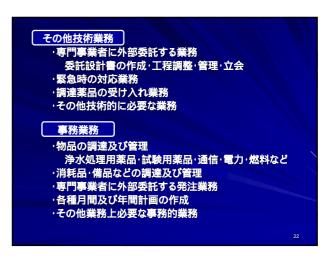
第7章 参考資料(積算例)

第1章 般事項

適用範囲 浄水場、ポンプ場等の運転管理業務・保全管理業務等を「性能発注」により民間等の第三者に法的責任を伴う包括委託する場合に適用する。 適用にあたっての留意事項 (1)水道法上の責任:原則的に受託者(事業者)にある。 (2)委託者(水道事業体)と受託者の業務分担 受託業務は受託者自ら創意工夫により実施する。 事故発生時、受託者は初期対応を行い、水道施設の継続運転に努める。 (3)履行期間終了に伴う業務引き継ぎ 受託者は業務終了時、又は契約が解除された時は、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理に係わる業務を引き継ぐ。







業務委託にあたって労働法上の留意点
「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年厚生労働省告示第37条)」等を踏まえ、委託者・受託者双方の責任者を明確にして、受託労働者への指示は受託側責任者が行うなど、適正な受・委託の関係を構築する。

第2章 第三者業務委託の構成 と各費用の積算





(1)直接業務費

水道技術管理業務費

水道法第24条3第6項に規定する、水道事 業における技術上の業務を委託された業務 範囲内において、法第13条第1項・第2項、法 第17条、法第20条、法第21条、法第22条、 法第23条第1項、法第36条第2項並びに法第39条の規定(罰則を含む)を業務として行う受 託水道業務技術管理者の責任と業務に要す る労務費。

受託水道業務技術管理者に適用される水道法の規定

条項	業務名
法第13条第1項・第2項	給水開始前の届出及び検査
法第17条	給水装置の検査
法第20条	水質検査
法第21条	健康診断
法第22条	衛生上の措置
法第23条第1項	給水の緊急停止
法第36条第2項	改善の指示等(厚生労働大臣の勧告)
法第39条	報告の徴収及び立入検査(罰則含む)

運転操作監視業務費

浄水場、ポンプ場等の設備を適正に運転するために 常駐して行う、以下の作業に必要な労務費用。

- ア 監視室等における監視、運転操作、記録、 故障対応、緊急時の対応業務
 - (建設工事、修繕工事、点検作業に伴う機器・設備の切り替え及 びその他の対応運転等を含む)
- イ 水質異常、地震、風水害、その他の災害に係 る緊急時の初期対応
 - (監視室内での運転操作、委託者への連絡等)
- ウ 業務の確実な継続の確保と情報の共有 (引継ぎ)

エ 水質検査(毎日検査、ジャーテスト)

水質検査業務は運転監視に必要な水質検査とする。 水道法上の水質検査業務を含む場合は、「水質検査・管理 業務等委託積算要領 平成23年12月 日本水道協会」に より積算して、外注委託費として計上する。

- 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、議事録、文書等の作成
- 作業要領、操作マニュアル、手順書等の作成及び 見直し
- ・門扉の開閉・施錠、**ITV**設備による対象施設構内の監視
- ク 備品・物品(支給品、貸与品)の管理
- ケ その他業務実施に必要な事務

保全管理業務費

浄水場、ポンプ場等設備の正常な運転を確保す るために行う、以下の作業に必要な労務費用。

ア 日常点検

運転状態において、機器及び設備の異常の有 無、徴候を見つけるため、原則として毎日行う点 検。主として目視、触感及び確認による点検、簡 易な補修及び調整、並びに清掃、記録等の作業。

イ 定期点検

機器及び設備の機能維持のため、1週、1ヶ月、 半年、1年等の期間を定めて行う点検。主として 測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃、簡易 な補修及び記録等の作業。

浄水処理施設、ポンプ施設、排水処理 施設、管理棟等の建築設備について、そ の機能を良好に保つように保守点検・整 備を行う。

工 補修業務

突発的に生じた設備等の故障、不良、 破損等が生じた場合は、速やかに取替を 含む補修を行う。

ウ 建築設備保守点検・整備

その他技術業務費

運転操作監視・保全管理及びその他の業務を適 正に行うための技術的な業務で、以下の作業等に 必要な労務費用であり、必要に応じて計上する。

ア 委託者が別に発注する点検等の工程調整、 立会などの業務

(点検等を行うに必要な点検前及び後作業を含む)

イ 受託者自らが専門事業者へ発注する点検等の設計 図書の作成業務及び工程調整、立会などの業務 (専門業者への外注委託を行う場合は必ず計上する)

- ウ 緊急時の対応(応援要員による現場作業、 緊急時の待機、清掃、後作業などを含む全 般業務)
- エ 薬品等の受入れ業務(浄水場、ポンプ場、 給水所等における消毒剤等の薬品受入れ立 会)
- オ 作業要領、操作マニュアル、手順書等の 作成及び見直し
- カ 物品調達の資料作成
- キ その他必要な業務

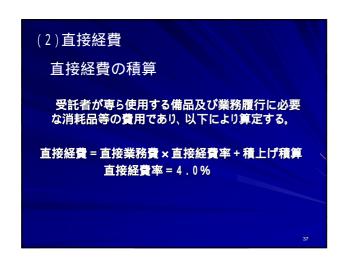
事務業務費

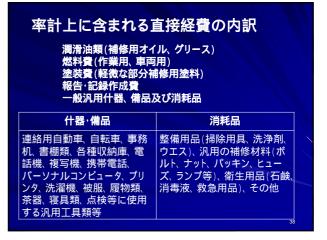
庶務一般業務に係わる以下の作業に 必要な労務費。

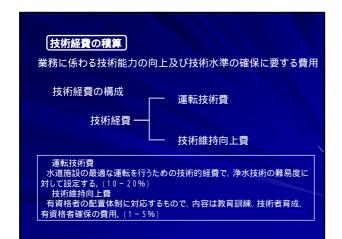
- ア 委託者との業務打ち合わせ、報告。
- イ 物品(テレメータ、インターネットプロバ イダ、電話等の通信費、薬品、電力、燃料 等)の調達及び管理
- ウ 消耗品・備品等の調達及び管理
- エ 年間計画書・月間計画書の作成
- オ 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記 録の整理、文書等の作成、整理等の作業。
- カ 施設内の日常的な清掃、整理、整頓等 の簡易な作業。
- キ 専門事業者への委託発注・契約業務。

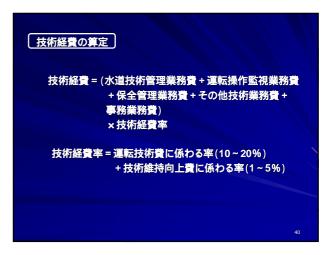
直接業務費の算定

第3章 「標準歩掛り」により算定する。



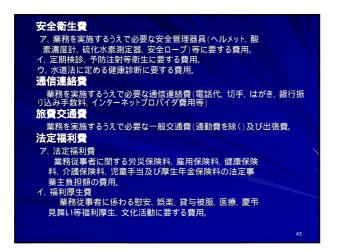






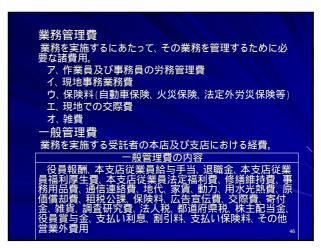
項目	経費率
·高度浄水処理方式	20%
・凝集沈澱3過方式 ・取水、配水施設が多いなど、水運用に高度な技術を要する 場合	15%
・井戸水や伏流水など水源とし、除鉄・除マンガン設備、脱 酸設備等による浄水処理方式・井戸水等を水源とし、消毒 のみの浄水処理方式	10%
技術維持向上費に係る率	
項目	経費率
技術士(上下水道部門)又は水道浄水施設管理技士1級	3%
水道浄水施設管理技士2級	2%
水道浄水施設管理技士3級	1%
電気主任技術者	2%
酸素欠乏·硫化水素危険作業主任者、電気工事士、特定化学物質作業主任者、危険物取扱者、ポイラー技士、玉掛技能者等	1%以



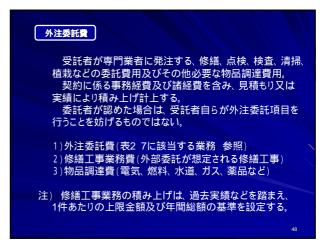
















名職種の基準 第三者委託における職種の基準 職種 職種 の基準 水道法施行令第9条による資格保有者、又は業務全体の責任者で、水道浄水施設管理技士2級の有資格者、又はこれと同等の能力を有し、総括の職務にあたり管理的がある者。 特別な浄水処理プロセスを有する等高度な技術が要求される場合は、技術主(上水道部門)又は水道浄水施設管理技士3級の有資格者、又はこれと同等の技術を有することが望ましい。 業務総括責任者の補佐及び代行ができ、浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を有し、かつ、管理能力を有し、各業務の責任者として的確な判断ができる者。 特別な浄水処理プロセスを有する等高度な技術が要求される場合は、水道浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を対象水処理プロセスを有する等高度な技術が要求される場合は、水道浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を有することが望ましい。 主任 名業務の責任者で、水道浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者。 技術員 基礎的な技術を有し、運転操作監視、保全管理等の業務を遂行できる者。 技術員 基礎的な技術を有し、運転操作監視、保全管理等の業務を遂行できる者。 接触程言な技術を有し、運転操作監視、保全管理等の業務を遂行できる者。

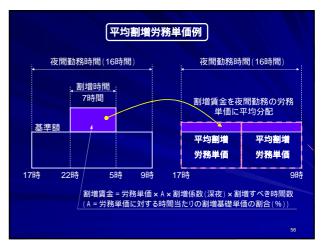
			 务種別		
職階の種別	水道技術管理	運転操作監視	保全管理	その他技術	事務
業務総括 責任者	70	5	10	5	10
副総括	30	5	10	5	10
主 任	-	35	20	10	10
技術員	-	35	35	20	20
技能員	-	20	25	60	50
計	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100

職種別労務単価 建築保全業務の「保全技師補」の労務単価を補正して使用する。 職種別労務単価基準額(単位:円/人・日) 基準労務単価 職種 補正率 1 職種別労務単価 業務総括責任者 1.35 副総括 1.25 保全技師補 主任 1.00 労務単価 技術員 0.90 技能員 0.75 1.業務総括責任者及び副総括の補正率について、特別な浄水処理ブロセスを有する等高度な技術が要求される場合は、補正率を割り増す必要がある。

所定の労働時間外の作業については、割増賃金を支払う必要がある。 運転操作監視業務において、勤務時間帯が深夜時間(22時~5時)にかかる場合、深夜割増賃金を支払う。 深夜割増賃金を夜間勤務の労務単価に平均し、付加した賃金を平均割増労務単価とする。 平均割増労務単価 = 基準額+割増賃金×(所定労働時間/夜間勤務時間)夜間勤務時間 = 1日のうち、業務を委託する夜間勤務時間数(夜間勤務が16時間の場合、16時間)割増賃金 = 割増基礎単価×割増係数(深夜)×割増すべき時間数割増基礎単価×割増係数(深夜)×割増基礎単価の割合(%)Aは、国土交通省の建築保全業務労務単価2.日割基礎単価に対する割増基礎単価の割合をいう。

夜間勤務の労務単価の深夜割増





水道技術管理業務

水道法に基づ〈業務及び水道施設の技術的要件の総合調整を 行う業務で、受託範囲の全てにおいて責任と義務を行うに必要な 費用である。

- 業務費の算定ア 基準派ベ 基準延べ人数は365人とする。
- 職種別業務人数 職種別業務人数は、以下により算定する。 職種別業務人数(人) = 365×職種別構成比率
- 業務費

業務費は、以下により算定する。 水道技術管理業務費 = 職種別業務人数×職種別労務単価

運転操作監視業務

1.基準人数

運転操作監視業務の1勤務・1管理室あたりの基準人数は2人とす る。ただし、浄水能力、業務量及び業務内容によりこれを調整する。

2.基準日数(委託日数)

運転操作監視業務は、年間連続して従事するものとし、原則基準 日数は365日/年とする。

3.業務費の積算

年間延べ業務人数 = 基準人数×基準日数×基準勤務数 各職種別業務人数 = 年間延べ業務人数×職種構成比率 運転監視業務費 = 各職種別業務人数 x 職種別労務単価

保全管理業務

年間の保守点検時間の算定

設備ごとの標準点検所要時間を基に、危険作業に伴う補正、 浄水場の浄水能力による補正を行い、点検時間を積み上げる。 勤務場所以外の施設の保守点検については、施設間の移動 時間を加算する。

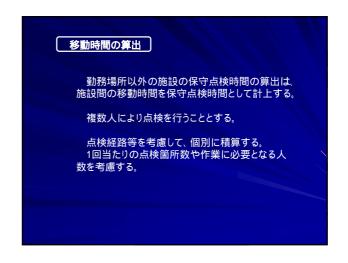
- 年間の保守点検時間(分) = (1回当たりの保守点検時間×年間の点検回数)×補正率(b) + 施設間の移動時間(年間)
- 1回当たりの保守点検時間(分)
- = 設備ごとの補正点検時間(分)の合計

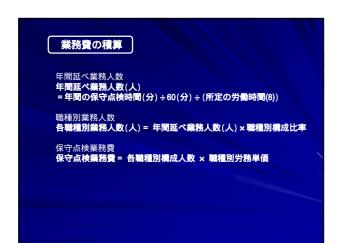
補正点検時間(分) = 標準点検所要時間 x (1 + 補正率(a))

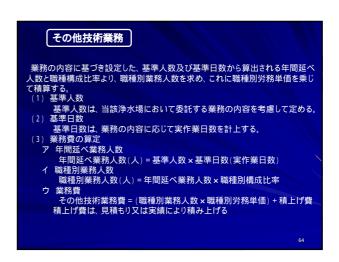
表3-4 標準点検所要時間 参照

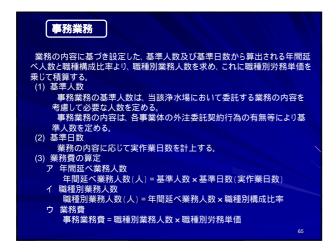
危険作業等に伴う補正(補正率(a)) 危険作業 ア. 悪環境における作業 (ア)消石灰、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム等の薬液と接液 する機器の点検作業 (イ)池内及び槽内機器等の水中部分の作業、 (ウ)豪雪地帯における作業 イ.高所又は地下における作業 錯綜場所での作業 工程上制約のある作業 7.設備の停電切替えを伴い、特に作業の能率が低下する場合 イ.水運用上の都合で作業時間が限定される場合 表3-5 補正率表(危険場所等) 参照

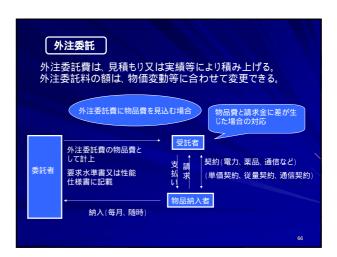
浄水能力による補正(補正率(b)) 浄水場の点検時間については、浄水能力に応じて補正を行う。 保守点検時間の合計に、補正率を乗じて算出する。 浄水能力50,000m3/日を越える施設については、浄水能力に応じて補正率を定める。 * 「浄水能力」とは、浄水場の有する施設の浄水可能な最大能力をいう。 表3-6 補正率 参照











委託費の見直し 複数年契約の場合、物価変動等の調整を行うことができる。 調整は、物価指数等に基づく。 算出根拠となる指標、算出方法 各費用が主として人件費により構成されているもの 毎月勤労統計調査結果速報(厚生労働省)、若しくは産業別名目賃金指数(総務省) 各費用が主として物件費により構成されているもの 物価指数月報(日本銀行)、若しくは国内企業物価指数(日本銀行)

浄水場、ポンプ場等の運転管理業務・保全 管理業務を「性能発注」により民間等の第三者 に法的責任を伴う包括委託する場合に適用す る発注書類として、標準的な

「水道施設管理業務委託契約書(例)」

「水道施設管理業務委託要求水準書(例)」

「水道施設管理業務委託性能仕樣書(例)」 を定めた。

第4章 水道施設管理業務委託契約書(例)

委託業務について、委託者 と受託者 は、社会 的重要性を認識したうえ、各々対等な立場における 合意に基づいて、別紙の業務委託契約約款により 委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行 するものとする。

第5章 水道施設管理業務委託要求水準書(例)

業務委託要求水準書は、水道施設の管理業務を実 施する上で、満たすべき本業務実施にかかる業務の 水準を定めるものであり、受託者が具体的な実施方法 などを提案する上での指針となる。

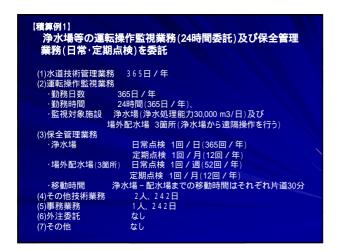
第6章 水道施設管理業務委託性能仕樣書(例)

業務委託性能仕様書は、委託者が管理する取 水施設、浄水場及び配水施設等の運転管理を円 滑に行い、浄配水施設等の機能を十分に発揮し、 水道施設の適正な運営を図るため、浄配水施設 等運転管理業務委託に係る性能仕様を定める。

第7章 参考資料

浄水場等の運転操作監視業務、保全管理業務等を 法的な責任を伴う業務委託をする場合の積算を5例 示した。

- 1. 浄水場等の運転監視業務(24時間)及び
- 保全管理業務(日常・定期点検)を委託 2.浄水場等の運転監視業務(24時間)、保全管 理業務(日常点検、定期点検)及び外注委託を
- 含む委託 3.異なる水源ごとに,浄水場等の運転監視業務(24時間)、 保全管理業務(日常点検、定期点検)及び外注委託を 含む委託を3例







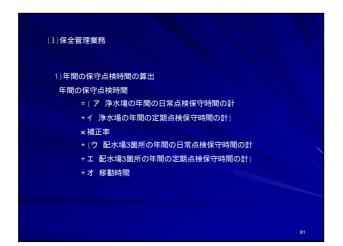




	別業務人数			
, , , , , , ,	(F-0077 .)		職種別業務人数	
区分	年間延べ 業務人数(人)	職種	比率(%)	業務人数(人) = ×
		業務総括責任者	5	36
		副総括	5	36
運転操作監視	730	主任	35	255
昼間)	/30	技術員	35	255
		技能員	20	146
		計	100	728
			職種別業務人数	
区分	年間延べ 業務人数(人)	職種	比率(%)	業務人数(人) = ×
		業務総括責任者	5	73
		副総括	5	73
運転操作監視	4 400	主任	35	511
夜間)	1,460	技術員	35	511
		技能員	20	292
		計	100	1,460









設備区分	点検回数 (回/年)	標準点検時間 (分)	補正率(a)	点検時間(分) = x x(1+)
受変電設備		65		78
配電設備		55		66
自家用発電設備 (高圧)		45		54
直流電源設備		40	\ \ \	48
無停電電源設備		20		24
監視制御裝置		70		84
データ処理装置		30		36
計裝設備		85	(錯綜箇所)0.3	1,32
遠方監視装置	12	50		60
取水設備	"	55		66
ポンプ設備		115		1,38
沈澱池設備		165		1,98
急速ろ過設備		110		1,32
排水·排泥設備		85		1,02
排泥処理設備		80		96
次亜塩素酸ナトリウム注入 設備		70	(悪環境)0.2	1,00
凝集剤注入設備		90	(悪環境)0.2	1,29
苛性ソーダ注入設備		90	(悪環境)0.2	82 1,29
ät				(イ) 16,74

ウ 配水場3箇所の = 点検回数×標 = 54(回/年)>	準点検時間の		分)・・・・・・(ウ)
日常点検(記水場1箇所当	たり)の標準時間一覧	覧表
設備区分	標準点検 時間(分)	設備区分	標準点検 時間(分)
受変電設備	10	監視制御装置	8
配電設備	11	計装設備	12
自家用発電設備 (高圧)	8	遠方監視装置	9
直流電源設備	8	ポンプ設備	10
無停電電源設備	7	次亜塩素酸ナトリ ウム注入設備	10
計		93	

設備区分	点検回数 (回/年)	標準点検時 間 (分)	補正率(a)	× ×(1+) 点検時間(分)
受変電設備		65		2,340
配電設備		55		1,980
自家用発電設備 (高圧)		45		1,620
直流電源設備	36	40		1,440
無停電電源設備	36	20		720
監視制御装置	(12回/年	70		2,520
計装設備	×3箇所)	85		3,060
遠方監視装置		50		1,800
ポンプ設備		115		4,140
次亜塩素酸ナトリ ウム注入設備		70	(悪環境)0.2	3,024
it				(工) 22,644





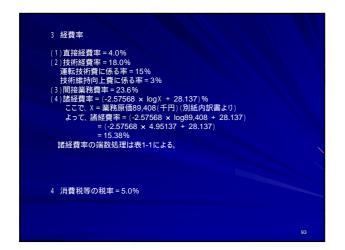




	職種別業務人数			
	年間延べ		職種別業務人数	
区分	業務人数(人)	職種	比率 (%)	業務人数(人) = ×
		業務総括責任者	5	2
		副総括	5	2
その他技術業	484	主任	10	4
その他技術業 務	+0+	技術員	20	9
		技能員	60	29
		人数計	100	48
第4号代価	表			
第4号代価	表		職種別業務人数	
第4号代価	職種	業務人数	職種別業務人数 職種別労務単価 (円)	業務費 = ×
			職種別労務単価	= ×
	職種	(人)	職種別労務単価 (円)	= × 556,80
区分	職種業務総括責任者	(人)	職種別労務単価 (円) 23,200	= x 556,80 516,00
	職種 業務総括責任者 副総括	(人) 24 24	職種別労務単価 (円) 23,200 21,500	
区分	職種 業務総括責任者 副総括 主任	(人) 24 24 48	職種別労務単価 (円) 23,200 21,500 17,200	= x 556,80 516,00 825,60

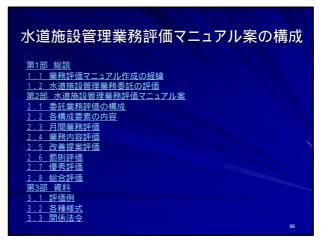


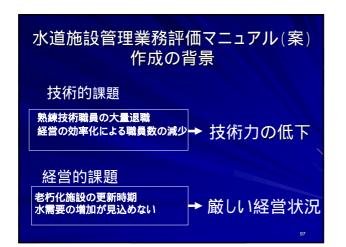


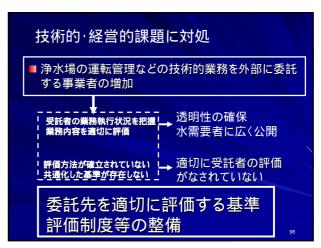


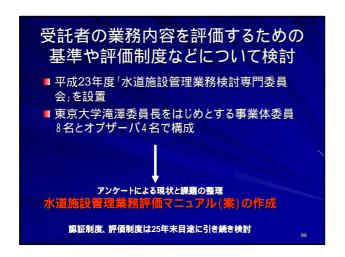


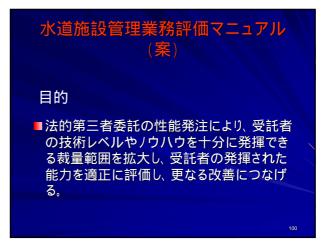






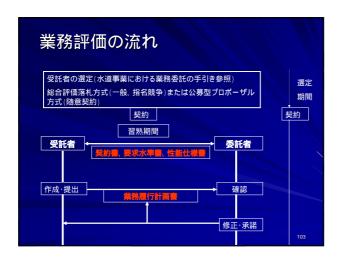


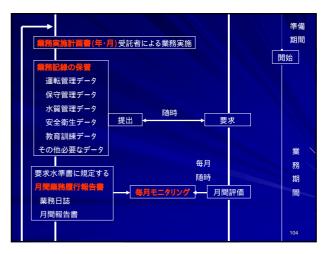


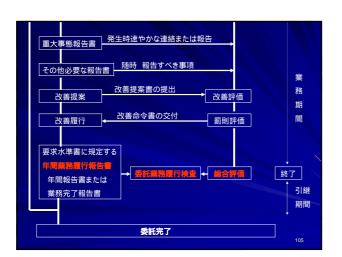


効果 ■水道事業体自らが評価 透明性の確保 説明責任 ■受託事業者自らが評価 業務遂行の改善 ■第三者機関が評価 公平性の確保

評価対象業務 ■ 浄水処理能力50,000m³/日程度以下の中小規模水道事業 ■性能発注による法的第三者の包括委託業務(ただし、一部業務委託についての評価に用いることを妨げるものではない。) ■ 取水所、浄水場、配水池、ポンプ場、給水所等 ■ 運転監視業務と日常点検・巡視、定期点検・巡視、修繕、緊急時対応等の保全管理業務、専門業者による外注委託業務等 (事業体の水道施設管理業務第三者委託積算要領(案)により対象とした業務) 評価内容 ■ 業務の進捗状況と内容、緊急時対応能力、施設の運転・管理能力、技術継承の取組、改善への取組、その他



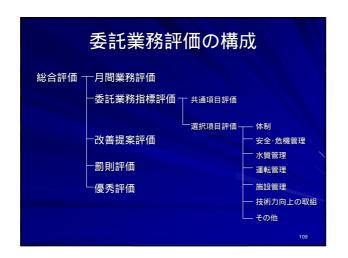


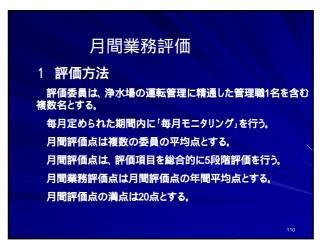




種 類 (月報等)	記載内容(例)
量・水質等一覧表	日報・日誌の記録の一覧表
質検査結果	水質検査の実施状況と結果
転管理の記録	各設備日誌記録の集計等
保守点検の記録	日誌の記録の集計等
设備・機器の故障・異常等	故障・異常・不具合の分析・対応とその集計等
品・燃料・電力・上水等 の使用量	使用状況の集計等
(道事業者との協議事項	修繕・更新の提案・要求、その他協議事項
の他	業務従事者、住民からの苦情・相談、見学者、来訪者、 水道事業者からの指示 等
 f見	業務遂行上の所見を述べる

種 類	記 載 内 容 (例)
水量・水質等一覧表	記録の分析(グラフ、月別最大値、最小値 等)
水質検査結果	水質検査の実施状況と結果・分析
運転管理の記録	記録の集計・分析
保守点検の記録	記録の集計
設備・機器の故障・異常等	故障・異常・不具合の分析・対応とその集計等
薬品・燃料・電力・上水等 の使用量	使用状況の集計・分析
委託者との協議事項	修繕・更新の提案・要求、その他協議事項
貸与品管理記録	貸与品の管理状況 (数量、状態 等)
その他	業務従事者、住民からの苦情・相談、見学者、来訪者、 水道事業者からの指示と対応 等の集計等
総括所見	総括所見
持記事項	





2 評価項目と評価基準 運転監視業務報告 (日報、月報、毎日業務引継書) 維持管理業務報告 (巡回点検報告、電気機械設備の保全業務報告、水質点検 業務報告 **修繕、改修業務報告** (小修繕及び小改修の設計、契約、工事の履行状況報告) 外注委託報告 (外注委託の設計、契約、委託業務の履行状況報告) 調達業務報告 (薬品及び電力などの調達状況報告) その他業務 (業務遂行にあたっての上記以外の報告すべき事項)

評価点	評価基準
16~20	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たし、 さらに秀でた独自の創意工夫や積極的な取組が見 られた。
11 ~ 15	契約書、仕様書、要求水準書などの水準を満足 している。
6~10	契約書、仕様書、要求水準書などの水準を満足しているが、軽易ないくつかの注意点、改善点がある。
1~5	契約書、仕様書、要求水準書などの水準を満足 しているが、重大な注意点や早急な対応が必要な 改善点がある。
0	契約書、仕様書、要求水準書などの水準を満足 していないため改善が必要。(改善命令書を速やか に受託者へ提示する。)

業務内容の評価

1 評価方法

評価委員は、浄水場の運転管理に精通した管理 職1名を含む複数名とする。 年度終了後、定められた期間内に「委託業務履行

検査」を行う。

業務内容評価点は複数の委員の平均点とする。 業務内容評価点は、委託業務評価指標(CEI)を用 いて行う。

業務内容評価点の満点は70点とする。

委託した業務の内容の評価は、委託業務評価指標CEI (Commissioned business Evaluation Index)を用いて

. 行う。 (一部業務委託においても評価指標として使用することを妨げるものではない。)

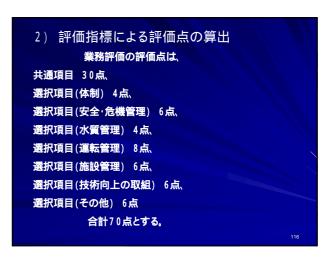
評価項目の構成

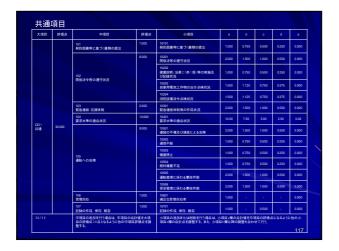
委託業務評価指標CEIは、共通項目及び選択項目から構 成される。

成される。 共通項目は、委託した業務を行う施設の規模及び内容を 問わずに全て評価する項目である。 選択項目は、委託した業務を行う施設の規模及び内容に より評価する項目で、委託者が該当する項目の選択及び新 規に評価を作成することを妨げるものではない。

評価方法、評価項目、評価時期については、可能な限り業 開始前に受託者に明示することが必要である。











大項目	評價点	中項目	評價点	小頂目				d	e
		801	1.000	60101 日常点検実施率	1.000	\.\		0.250	0.000
		設備点検の実施	1.000	60102 定期点検実施率	1.000		\ ·	0.250	0.000
CEI 6 施設管理	6.000	802 定期修繕の実施	2.000	00301 定期修繕実施率	2.000	-	1.	0.500	0.000
		003 小規模修繕の実施	1.000	60001 小規模修缮実施率	1.000		0.500		0.000
		804 施設維持管理状况	1.000	60-601 施設維持管理不適切件数	1.000	0.750	0.500	0.250	0.000
6/40		中項目の途加または削除を行う場合 合計値を大項目の評価点6点となる 項目評価点を調整する。		小項目の追加または削除を行う場合 の小項目 2 機の合計点を調整する。					ように
選択	項目(
選択	項目(技術向上の取組) _{中頃日}	評價点	小項目		ь	e	d	
			評価点	小項目 70101 資格取得率	2.000	b 1.500	e 1.000	d 0.500	0.000
		中頃日	-	70101	+-			\vdash	0.00
大項目		中項員 701 資格取得状況 702	2.000	70101 資格取得事 70201	2.000	1.500	1.000	0.500	\vdash
大項目 2017 技術力向	評價点	中頃質 704 関係取得状況 702 マニュアル作成状況 708	2.000	70101 実権取得率 70201 マニュアル作成率 70301	2.000	1.500	1.000	0.500	0.000

